鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券事業費補助金 Q&A

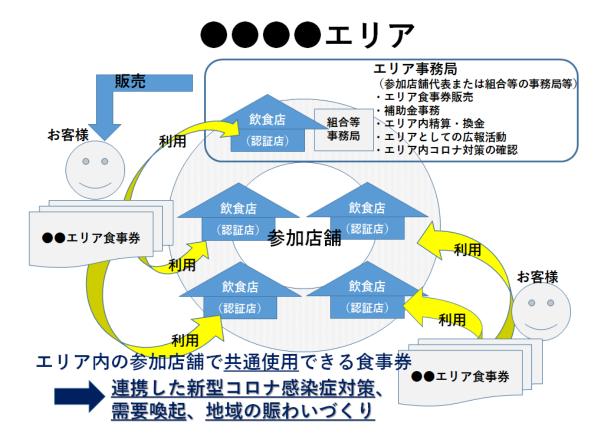
1 全般

- (1) 鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券事業費補助金の内容について知りたい。
 - →鳥取県庁のホームページで情報をご覧いただけます。
 - 「鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券事業費補助金」ページ(とりネット「食のみやこ推進課」内) https://www.pref.tottori.lg.jp/302011.htm

「新型コロナ安心対策認証店特別応援」特設サイト

https://www.pref.tottori.lg.jp/293737.htm

- (2)この補助金の目的は何ですか。
 - →新型コロナウイルス感染症拡大による影響が深刻な県内飲食店を支援するため、新型コロナ安心対策認証を取得して感染防止に取り組む飲食店で構成するエリアで共通使用できるクーポン食事券の割り増し(プレミアム)分を県が助成します。これにより、各エリアが主体的に取り組む、エリア全体での面的な消費喚起、賑わいづくりを支援することを目的としています。



2 参加方法

- (1)参加したいのですが、参加要件を教えてください。
 - ■補助事業実施主体の要件

新型コロナ安心対策認証店で構成する、地域で安心安全な飲食エリアづくりに取り組む団体や地域グループで、かつ補助金の申請や、クーポン食事券の精算事務などを担うことができる事務局機能(エリア事務局)を有している団体・グループです。

■各参加店舗の要件

新型コロナ安心対策認証店であることのほか、食品衛生法第55条第1項の飲食店営業許可、また

は喫茶店営業許可を有する店舗を営業する法人もしくは個人です。

(参考:食品衛生法)

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。)であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道 府県知事の許可を受けなければならない。

- (2)参加の手続きを教えてください。
 - ■補助金申請

エリア事務局は、県に補助金の「交付申請書」を提出してください。 書類等の審査のあと、県が「交付決定通知書」とエリア食事券をお送りします。 エリア食事券が到着したら、広報の準備が整い次第、販売を開始してください。

【申請手続き】マニュアル P4~5をご覧ください。

■エリア食事券販売準備等

自エリア食事券の販売PRのためのチラシは、県からデータをお送りしますので、エリア事務局でエリア名や参加店舗名などエリア固有の情報を入力した上で必要枚数を印刷し、参加店舗等に配布してください。

- (3) 参加する際には費用が発生しますか。
- →参加いただくこと自体には参加費などの費用は発生しません。 なお、エリア食事券販売やお客様の利用に伴う事務費や人件費は各店舗で負担いただきます。 エリア事務局が担うエリア全体の広報や事務費については、上限25万円の範囲で県が支援します。
- (4) エリア内には協賛店もあるが、対象はあくまで認証店だけですか?
 - →新型コロナ安心対策認証店のみです。

今回の事業は、コロナ感染防止対策を一定基準以上で取り組んでいただいている複数の飲食店を「安心して利用していただけるエリア」と設定することで<u>お客様の利用を促す</u>こと、<u>さらには地域での</u>賑わいづくりを目的としているためです。

- (5) エリアの名称はどのように決めればよいですか。
 - →各エリア内で決定してください。

ただし、エリア食事券にエリア名を印刷しますので、あまり長い名前にされないことをお勧めします。

(6) 参加店舗が途中で増えてもよいですか。その場合はエリアとしてどのように手続きすればよいですか。 →参加店舗が増加することはかまいません。

その場合は、予め県に相談いただいた上で変更交付申請書を提出してください。変更(参加店舗の増)を県が承認する前に、新たに参加した店舗で利用されたエリア食事券は、県補助金の対象外になりますので、ご注意ください。

- (7) 組合で取り組もうとする場合、会員だけでなく賛助会員も参加してもいいですか。 →コロナ対策認証店であれば、エリアの判断で参加いただいてかまいません。
- (8) 新たにコロナ対策認証店の申請をした場合、申請から認証取得までどのくらい時間がかかりますか。 →申請状況等にもよりますが、1か月程度かかる見込みです。詳細は以下にお問い合わせください。 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(鳥取市東町1丁目220番地) 電話番号:0857-26-7982

鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィス募集」ページ https://www.pref.tottori.lg.jp/291875.htm

- (9) 申請の際、参加店舗数の下限はありますか。
 - →ありません。ただし、エリアでの賑わい創出を目的としていますので、エリアである程度の店舗をとりまとめていただき、複数店舗での参加をお願いしています。

3 エリア食事券

- (1)エリア食事券の額面の価格、販売価格はいくらですか。
 - →額面は5,000円(税込み)、販売価格は3,500円です。
- (2)参加店舗は釣りを出せますか。
- →お釣りは出せません。

例えば、600円の会計時にお客様が500円券を利用される場合、100円はお客様に現金等でお支払いいただくことが必要です。

- (3)社員食堂や職員食堂はエリアの対象になりますか。
- →対象になりません。交付対象は、エリアを構成するコロナ対策認証事業所である飲食店であり、一般 のお客様の利用が前提です。
- (4)配達(デリバリーサービス)のみ行う事業所も対象になりますか。
 - →配達事業者は飲食店ではないため、対象にはなりません。
- (5)移動販売も対象になりますか。
 - →車両等で移動しながら販売する形態は、コロナ対策の安心エリアの指定が困難であり、恒常的なエリアを構成することが考えにくいため、対象になりません。エリアには、認証店である各店舗が「面」を構成して需要喚起や賑わいを作り出すほか、感染防止対策を日々相互にチェックする役割が求められています。
- (6)チェーン店のグループのみで参加することはできますか。
 - →できません。店舗が所在する地域・エリアの需要喚起や賑わいづくりが目的ですので、チェーン店・ グループ店であっても、所在地が離れ、一体感のあるエリアを構成できない場合は対象になりませ ん。エリアには、認証店である各店舗が「面」を構成して需要喚起や賑わいを作り出すほか、感染防 止対策を日々相互にチェックする役割が求められています。
- (7) 有志の何店舗かで独自にエリアを構成したいが、すでに、近隣の10店舗がエリアを申請し、エリア食事券を販売しています。この場合、この10店舗とは別にエリアを申請することはできますか。
- →できません。すでに事業を実施している10店舗のエリアに参加してください。 この補助金は、エリアとしての需要喚起、賑わいづくりを目的としているためです。
- (8)消費税の取り扱い

クーポンなどの商品券の原始発行は、資産の譲渡等に該当せず、課税の対象とはなりません。商品券について課税が生じるのは商品券が商品と引き換えられた時点です。

- (9) 違うエリアで使うことはできますか。
 - →異なるエリアで使用することはできません。 エリア食事券に、使用できるエリアのエリア記号(A、B、・・・)を記載していますので、お客様にも 記号を確認のうえ使用いただくようお伝えください。

- (10)販売開始時期はいつからですか?
 - →県から交付決定通知書とともに、エリア食事券などが送付されたのち、エリアごとに販売準備が整った段階で開始してください。
- (11)認証店応援クーポン(第2弾)との併用は可能ですか。 →併用可能です。
- (12) 市町村が実施する飲食店応援キャンペーン(食事券等)との併用は可能ですか。 →併用はできません。
- (13)エリア内の1人あたりの購入冊数制限はありますか。
- →購入冊数制限は、必要に応じてエリア内で決定してください。 ただし、幅広いお客様にご利用いただきたいので、買い占めの抑止として、販売時に食事券上部のエリア事務局控え部分に購入者のお名前、購入日を記入いただいてください。
- (14)250 円券を設定したのはなぜですか。
 - →食事以外に、地域の皆さんの喫茶店などでのご利用を期待しているためです。
- (15)コーヒーチケットなどの店舗独自のクーポン券の支払いに、このエリア食事券が使用できますか。 →使用できます。
- (16)消費税、10%のサービス料、深夜料金、飲料などの持ち込み手数料など、飲食代に伴って生じる料金にもこのエリア食事券は使用できますか。
- →飲食代と一体的なものとして使用対象となります。
- (17)テイクアウトの袋代、はし・スプーン、ナプキンなど、飲食に伴う消耗品代の支払いにも使用できますか。
- →テイクアウトの商品代と一体的なものとして対象になります。
- (18)参加店舗内で販売している参加店舗が製造販売した加工食品の購入代金にもエリア食事券は使用できますか。
- →食事またはテイクアウトを利用する際に併用する場合は対象になります。ただし、参加店舗が製造販売した加工食品であっても、参加店舗外(エリア外)で販売している場合の購入は対象になりません。 この補助金は、エリアとしての需要喚起、賑わいづくりを目的としているためです。
- (19)会計済みのエリア食事券かどうかはどのように見分けることができますか。
 - →参加店舗の会計に使用されたエリア食事券には、利用店舗のスタンプが押印されていますので、 このスタンプの有無で使用済みかどうかを確認することができます。
 - エリア食事券のオモテ面には「店舗スタンプ押印欄」があり、店舗は、会計のつど、この欄に自店舗のスタンプを押印し、一定期間でエリア事務局に送付します。エリア事務局は、会計済みとして送付された参加店舗ごとのエリア食事券を精算し、各参加店舗に換金します。

【精算・換金の流れ】マニュアルP5をご覧ください。

- (20)余ったエリア食事券は県に返却するのですか。
 - →返却は不要です。エリア事務局で適宜処分してください。
- (21)使用できる店舗はどのように周知されますか。

- →県の専用ホームページでも広報しますが、幅広くご利用いただけるよう、エリア事務局でもPRをお願いします。
- (22)エリアで県補助金とは別に、独自にプレミアム率を上げることは可能ですか。
 - →可能です。例えば、通常、販売価格 3,500 円 (額面 5,000 円/うち県補助 1,500 円)を、エリアで独自 に加算され、販売価格 2,500 円 (額面 5,000 円/うち県補助 1,500 円、エリア負担 1,000 円)とすることも可能です。

4 運営関係

- (1) 法人が人数分をまとめて購入できるか。
 - →まとめて購入することは可能ですが、エリア食事券には実際にご利用になる方のお名前や購入日を 記載してください。例えば、旅行会社のツアー参加者が利用する場合も、旅行会社でまとめて購入し、 利用されるお客様にお名前を記入いただいてください。
- (2) エリア食事券を販売するときはどう取り扱えばいいですか。
 - →エリア事務局での販売時に、
 - ①エリア食事券の上部の控え部分に、購入されたお客様のお名前、購入日を記入いただき、
 - ②ミシン目で切り取り「エリア控え」として保管してください。(補助金実績報告、検査で確認します。)
 - ③ミシン目で切り離した下半分はお客様が利用するエリア食事券ですので、購入されたお客様に お渡しください。

【エリア食事券の取り扱い】マニュアルP5をご覧ください。

- (3) エリア事務局への販売手数料のようなものはないですか?
 - →ありません。

本補助金は、県からの委託事業ではなく、認証飲食店で構成するエリアが主体的に行う需要喚起、 賑わいづくりが目的であるためです。

- (4) 換金時の振込手数料はエリアが負担するのですか?
 - →事務費として、本補助金の対象となりますので、補助対象経費として申請してください。
- (5) エリア事務局が土日や祝日を休む、または定休日の場合、販売はどのように対応したらいいですか。 →土日・祝日(あるいは定休日)にもエリア食事券の販売をされる場合、土日・祝日等の販売拠点を別 途設けられる必要があります。ただし、エリア内での精算・換金に支障が生じないよう、販売拠点はな るべく一元化(に近い状態に)されることをお勧めします。
- (6) 感染状況により食事券の販売ができなくなることがありますか?
 - →県全域での感染状況を県で総合的に判断し、食事券の販売停止をお願いする場合もあります。 その際は、お客様から申し出があった場合は、販売した食事券の払い戻しをしてください。
- (7)クラスターが発生した場合はお客様に利用自粛を働きかけますが、すでに利用(会計)済みのエリア 食事券の扱いはどうすればいいですか?
 - →利用(会計)済みのものは精算・換金いただいてかまいません。 クラスター発生以降は、エリアでの新たな食事券の販売は停止してください。

また、販売済みのエリア食事券の利用は自粛してください。

- お客様から申し出があった場合は、販売した食事券の払い戻しをしてください。
- →クラスター発生店舗は、発生時点から改めて認証を再取得するまでの間、本補助金の参加店舗から 除外します。この除外期間を明確にするため、エリア事務局は、クラスター発生及び認証再取得に伴

う参加店舗の変動(増減)について、県に連絡をしてください。 【参加店舗の増減に伴う届け出の手続き】マニュアル P7をご覧ください。

- (8)販売・利用期間はいつまでですか。
 - →別途お知らせします。
- (9)余ったエリア食事券は県に返却するのですか。 →返却は不要です。エリア事務局で適宜処分してください。【再掲】
- (10)エリア食事券が使える店舗の情報等はエリアが独自に発信するのですか。
 - →県の専用ホームページでも広報しますが、幅広くご利用いただけるよう、エリア事務局でもPRをお願いします。【再掲】

5 補助金関係

- (1)補助金はいつから申請できますか。
 - →令和4年1月以降、交付申請いただくことが可能です。
- (2)申請からエリア食事券送付までどのくらいの期間がかかりますか。
 - →1週間程度です。(土日を含みません。)
- (3)補助金額はいくらになりますか。
 - →県補助金はプレミアム分が対象です。具体的には、参加店舗あたり30万円×店舗数で算出した金額 がエリアとして申請いただける補助金額です。
 - (30万円とは店舗ごとの上限ではなく、金額を算出するための目安であり、<u>エリア全体の補助上限額は、</u>30万円×店舗数の金額です。)
- (4)事業完了後、エリア内の補助金の実績報告はどのような手続きですか。
 - →エリア事務局に実績報告書を提出いただき、県の検査を経て、補助金の金額を確定します。 検査で確認しますので、補助金額に対応するエリア食事券(500円券、250円券)を適正に管理して おいてください。具体的な管理方法等は、マニュアルをご覧ください。

【エリア食事券の管理方法】マニュアルP6~7をご覧ください。

- (5)「事業の完了日」は、どのように考えればいいですか。
 - →エリア内参加店舗への精算・換金が完了した日を目安としてください。
- (6)エリア内で補助金はどのように換金されるのですか。
 - →エリアでご希望があれば、事業開始と同時にエリア(事務局あて)に補助金を概算払いすることができます。エリア事務局が、この概算払いした補助金を活用して、エリア食事券の本体価格及びプレミアム分を各参加店舗に換金します。換金の頻度などのルールはエリア内で取り決めてください。
- (7)「エリア控え」、「会計済みエリア食事券」は、誰が、いつまで保管しますか。
- →事業完了(エリア食事券販売終了)後、補助金の検査の際に確認しますが、検査を経て、補助金の額の確定通知書を受領(=事業の完了)以降は、エリア事務局において一連の証拠書類を10年間保管してください。
- (8)「エリア控え」、「会計済みエリア食事券」の綴り方はどのようにしたらいいですか。
 - →エリア事務局での精算換金の管理事務がやりやすい方法で綴ってください。

一例をマニュアルにお示ししていますので、ご覧ください。 【エリア食事券の管理方法】マニュアルP6~7をご覧ください。

- (9)提出した口座情報に誤りがあった場合はどうすればいいですか。
 - →速やかに県にお知らせください。

すでに誤った口座情報により県が支払い手続きを終えていた場合は、金融機関から「支払不能」処理となって県に差し戻しされます。この場合、正しい口座情報で改めて支払い事務を進めますので、振込まで一定程度期間を要することがあります。

- (10)申請後にエリアの参加店舗を増やすことは可能ですか。
 - →可能です。その場合は、予め県に相談いただいた上で変更交付申請書を提出してください。変更 (参加店舗の増)を県が承認する前に、新たに参加した店舗で利用されたエリア食事券は、県補助金 の対象外になりますので、ご注意ください。(再掲)
 - →やむを得ず参加店舗が減った場合も、県HP等で公開している参加店舗の一覧を更新する必要がありますので、必ず県にお知らせください。

【店舗を追加する場合の流れ】

エリア事務局 変更交付申請書(追加分店舗の一覧を添付)

県審査、変更交付決定通知書及びエリア食事券を送付

- (11)口座は申請団体の名義でなければなりませんか。
 - →なるべくエリア事務局である申請団体名義の口座としてください。 ただし、申請団体とは異なる口座への入金を希望される場合は、交付申請書に別口座の情報を記載 してください。なお、他の経費と混在すると会計処理が複雑になることから、本補助金専用の口座を 設けていただくことをおすすめします。
- (12)仕入等の経費もかかるため、参加店舗には早めに精算・換金したいが、予め概算払いを受けることはできますか。
 - →エリア事務局への概算払いは可能です。交付申請書の概算払いの希望金額と希望時期を記入する 欄に記入してください。
- (13)事務費は消費税を含めて申請していいですか。
 - →申請時点で仕入控除税額が不明な場合は消費税を含めて申請してください。 申請後の手続きについては、(15)、(16)をご覧ください。
- (14)消費税の仕入控除税額とは何のことですか。
 - →確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除することです。補助金の交付を受けた場合に、さらに消費税の還付も受けていた場合、結果として2重に支払っていること (益税)になる場合があるため、県に報告いただく必要があります。
- (15)消費税仕入控除額は、いつまでに報告する必要がありますか。
 - →事業完了後に行う確定申告により、消費税及び地方消費税の確定申告により補助金にかかる消費 税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、速やかに(1ヶ月以内が目安)、「仕入れに係る消 費税相当額報告書」を県に提出してください。なお、補助金の対象となった仕入控除税額相当分に ついて、県に還付いただく必要がありますのでご留意ください。
- (16)返還(還付)する必要がある場合、いつまでにしなければなりませんか。
 - →「仕入れに係る消費税相当額報告書」を県に提出いただいた後、内容を確認し、返還が必要な場合

令和 4 年 5 月 23 日時点

は納付書を送付しますので、期限内(発行日から約2週間後)に納付書記載の金融機関でお支払いください。

- (17)特定収入割合が5%を超える場合でも、「仕入れに係る消費税相当額報告書」の提出は必要ですか。 →仕入控除税額の返還は不要ですが、報告書は提出していただくことになります。
- (18)特定収入とはどういうものですか。
 - →(1)租税、(2)補助金、(3)交付金、(4)寄附金、(5)出資に対する配当金、(6)保険金、(7)損害賠償金、(8) 資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨(きしゃ)金(お布施、 戒名料、玉串料など)のことです。詳しくは、税理士、又はお近くの税務署にお尋ねください。